

第 1 章

計画の位置づけ

第1章 計画の位置づけ

1-1 都市計画マスタープラン改訂の趣旨

瀬戸市の人口はこの10年間で増加から減少に転じ、少子化の進行や成人人口の減少による地域経済への影響、超高齢社会の進行に伴う社会保障費の増大などの都市課題が顕著になってきています。

また、高度経済成長期を通して整備を進めてきた公共施設の老朽化も進み、維持や修繕に必要な費用は将来の財政的な負担となってきています。一方で、地域活動や市民活動の取り組みは着実に増えており、「自立し、助け合う社会の仕組み」が地域に広がってきています。

このような様々な課題に対する解決策を示しつつ、これまでの成果を継承し、希望ある未来への展望を描くことのできる持続可能な瀬戸市としていくために、新たに第6次瀬戸市総合計画を策定しました。

第6次総合計画では、「住みたいまち 誇れるまち 新しいせと」を将来像とし、わたしたちのまちが、市民にとって暮らしたい、企業にとって活動したいと思われるまちとして、これから先も人や企業の営みによって支えられ、様々な世代の人たちが地域の中で支え合い、健康で、心豊かに暮らしていくことができるまちとなっていくことを目指していきます。また、歴史や伝統文化、豊かな自然環境などに代表される瀬戸市の持つ魅力を「まちの誇り」として、多くの市民と共有しながら世界に発信するまちづくりを進めていくこととしています。

一方、国が示した都市再生基本方針では、高齢者が安心して生活し活躍することができる社会、かつ、誰もが子どもを生ま育てることのできる社会を構築することが大きな課題とされています。また、国際的な競争が激化する中、新たな需要と雇用を生み出す成長産業の育成や今後発生が想定されている大規模災害に備え、国土強靱化の推進が求められています。

これらを踏まえ、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすること、災害から人命を守ること等を推進していくため、都市計画マスタープランを改訂し、本市における将来的な都市構造や土地利用、都市施設など都市づくりの方針を示すものです。

1-2 都市計画マスタープランの役割

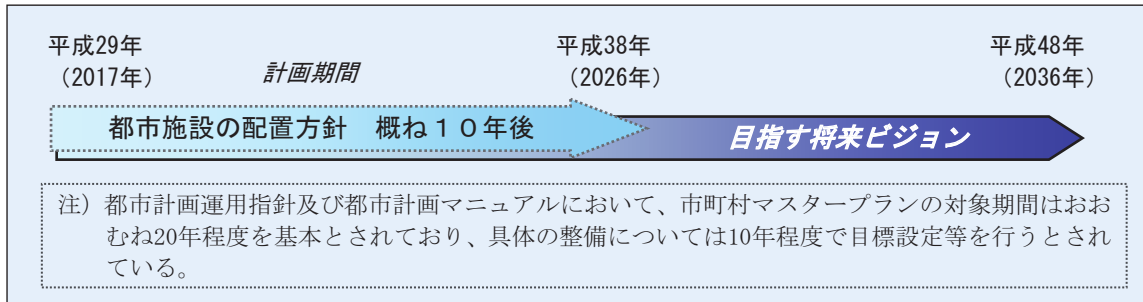
都市計画決定等の方向を示す役割

本計画は、都市計画法第18条の2の規定に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものです。

市町村が定める都市計画は、この方針に即して定めることとなり、本市における土地利用及び都市施設などの個別の都市計画の決定・変更に際し、その方向性を示す役割を担います。

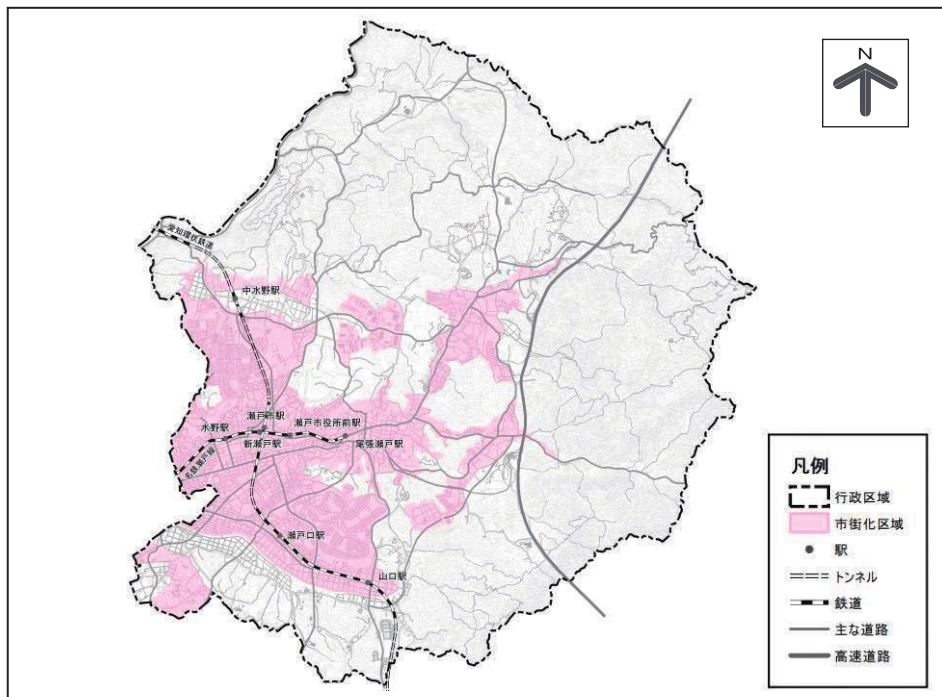
1-3 計画期間

長期的な都市の姿については、20年後の平成48年（2036年）を目指しつつ、都市の姿の実現に向けた本計画の目標年次は、概ね10年後の平成38年度とします。なお、土地利用や都市計画に関わる社会情勢の変化や、市民のまちづくりに関する意識の変化などにあわせ、必要に応じて、適宜見直しを図ります。



1-4 計画の対象区域

本計画の対象区域は、一体の都市として総合的に整備、開発、保全をする必要があることから、本市全域約11,140haとします。



1-5 計画の位置づけ

本計画は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」及び「瀬戸市総合計画」などの上位計画に即して定めます。

また、人口減少、少子・高齢社会の到来による立地適正化の観点、都市交通の重要性や公共施設対策など様々な社会潮流を踏まえたものとします。

